

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成20年1月31日

規則第3号

改正 平成25年2月26日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年高槻市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、議長を経由して、政務活動費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった議員について、交付すべき年間分の政務活動費の額を決定したときは、当該議員に対して政務活動費交付決定書（様式第2号）を交付するものとする。

(交付の請求)

第4条 前条の政務活動費交付決定書の交付を受けた議員は、各四半期における政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(会派共用費の徴収等の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による会派共用費を徴収する旨及び徴収する額の届出は、会派共用費届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、会派共用費変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

3 条例第7条第3項の規定による会派の解散の届出は、会派解散届出書（様式第6号）により行うものとする。

(会派共用費届出書等の写しの送付等)

第6条 議長は、条例第7条の規定により提出された会派共用費届出書等の写しを市長に送付するとともに、当該届出の内容を公表するものとする。

(政務活動費収支報告書等)

第7条 条例第9条第1項の政務活動費収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第7号)とする。

2 条例第9条第3項において読み替えて準用する同条第1項の会派共用費収支報告書は、会派共用費収支報告書(様式第8号)とする。

(政務活動費収支報告書等の写しの送付)

第8条 議長は、条例第9条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書及び同条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により提出された会派共用費収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の調製等)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は政務活動費の支出について、会派共用費を徴収した会派の経理責任者は会派共用費の支出について、それぞれ会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成20年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成19年度までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月26日規則第2号)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 改正後の高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

政務活動費交付申請書

平成 年 月 日

（宛先）高槻市長

（高槻市議会議長経由）

議員名

印

平成 年度分の政務活動費の交付を受けたいので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 円
（平成 年 月から平成 年 月まで）

様式第 2 号（第 3 条関係）

政務活動費交付決定書

第 号
平成 年 月 日

議員名 様

高槻市長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度分の政務活動費の交付について、次のとおり決定しました。

交付決定額 円
（平成 年 月から平成 年 月まで）

様式第 3 号（第 4 条関係）

政務活動費交付請求書

平成 年 月 日

（宛先）高槻市長

議員名 印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により、
次のとおり政務活動費（平成 年度 第 四半期分）を請求します。

請求額 円
（平成 年 月から平成 年 月分まで）

様式第4号（第5条関係）

會派共用費屆出書

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

会派共用費を徴収することとしたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

会 派 構 成 員 数	人
徴収する会派共用費の額	議員 1 人当たり 月額 円
徴収する会派共用費の 年 度 の 合 計 額	円

様式第5号（第5条関係）

会派共用費変更届出書

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

先に届け出ました会派共用費届出書について、次のとおり変更がありましたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

変 更 事 項	
変更の理由	
変更年月日	平成 年 月 日

様式第6号（第5条関係）

會派解散屆出書

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

次のとおり会派を解散しましたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

解散会派の名称	
解 散 年 月 日	平成 年 月 日

様式第7号（第7条関係）

政務活動費収支報告書（平成 年度分）

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市議会議長

議員名

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり平成 年度分の政務活動費について収支を報告いたします。

1 收入 (単位：円)

費 目	金 額
政 務 活 動 費	
預 金 利 子	
合 計	

2 支出 (単位：円)

費 目	金 額	主たる支出の内容
研 修 会 ・ 会 議 費		
資料購入及び作成費		
広 報 費		
使用料及び借上料		
通 信 運 搬 費		
旅 費 及 び 交 通 費		
事 務 雑 費		
会 派 共 用 費		
合 計		

3 残額 _____ 円

様式第8号（第7条関係）

会派共用費収支報告書（平成 年度分）

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市議会議長

[illegible]

経理責任者名

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり平成 年度分の会派共用費について収支を報告いたします。

1 收入 (単位: 円)

費 目	金 額
会 派 共 用 費	
預 金 利 子	
合 計	

2 支出 (単位：円)

費 目	金 額	主たる支出の内容
研 修 会 ・ 会 議 費		
資料購入及び作成費		
広 報 費		
使用料及び借上料		
通 信 運 搬 費		
旅 費 及 び 交 通 費		
事 務 雑 費		
合 計		

3 残額 円